

事 務 連 絡
令 和 3 年 1 月 8 日

介護保険事業所各位

高知県国民健康保険団体連合会
介 護 保 険 課

介護給付費請求書及び主治医意見書料請求書の押印を不要とする
お知らせについて

本会の事業運営につきましては、日ごろより格別なご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、厚生労働省から令和2年12月25日付「「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の交付等について」（老発1225第3号）が発出されたことに伴い、本会においても文書の取扱いを変更することとなりました。

つきましては、帳票で提出していただいている介護給付費請求書の様式第一及び一の二、主治医意見書料請求書の押印について今後は不要といたします。主治医意見書料請求書につきましては、本会ホームページに印を省略した新様式を載せておりますのでご確認ください。

なお、従来どおり押印をしている請求及び旧様式での請求の場合でも、通常どおり受付をしますのでよろしくお願いいたします。

連絡先 介護保険課 TEL 088 - 820 - 8409
